

# 土木建築委員会会議記録

土木建築委員長 木付 親次

## 1 日 時

平成31年3月11日（月） 午後1時01分から  
午後3時13分まで

## 2 場 所

第1委員会室

## 3 出席した委員の氏名

木付親次、羽野武男、毛利正徳、濱田洋、御手洗吉生、守永信幸、荒金信生

## 4 欠席した委員の氏名

なし

## 5 出席した委員外議員の氏名

平岩純子、吉岡美智子

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

土木建築部長 阿部洋祐 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第1号議案のうち本委員会関係部分、第10号議案、第11議案及び第26号議案から第28号議案までについては、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。  
請願35-2については、採択すべきものと全会一致をもって決定した。
- (2) 第20号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することに全会一致をもって決定した。
- (3) 放置艇対策について、重要物流道路の一次指定について及び大分県無電柱化推進計画の策定についてなど、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。

## 9 その他必要な事項

なし

## 10 担当書記

議事課委員会班 主任 小春拓也  
政策調査課政策法務班 主任 中川悠

# 土木建築委員会次第

日時：平成31年3月11日（月）13：00～

場所：第1委員会室

## 1 開 会

## 2 土木建築部関係

13：00～15：25

### (1) 付託案件の審査

- 第 1号議案 平成31年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）
- 第 10号議案 平成31年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計予算
- 第 11号議案 平成31年度大分県港湾施設整備事業特別会計予算
- 第 26号議案 平成31年度における土木事業に要する経費の市町村負担について
- 第 27号議案 一級河川の指定の変更に対する意見について
- 第 28号議案 大分県建築基準法施行条例の一部改正について
- 請願 35-2 宇佐市の上水道水源「駅館川流域」の土砂災害の防止に関することについて

### (2) 合い議案件の審査

- 第 20号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

### (3) 諸般の報告

- ①放置艇対策について
- ②重要物流道路の一次指定について
- ③大分県無電柱化推進計画の策定について
- ④玉来ダム本体建設工事等の進捗状況について
- ⑤土砂災害防止法に基づく基礎調査等について
- ⑥大分スポーツ公園の利用に伴う渋滞対策について
- ⑦大分県賃貸住宅供給促進計画の策定について
- ⑧大分県国土利用計画の変更について

### (4) その他

## 3 協議事項

15：25～15：30

### (1) 閉会中の継続調査について

### (2) その他

## 4 閉 会

## 会議の概要及び結果

**木付委員長** ただいまから委員会を開きます。

本日は、委員外議員として平岩議員、吉岡議員に出席いただいております。

委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑終了後に挙手し、私から指名を受けた後に長時間にわたらないよう要点を簡潔に御発言願います。

なお、本日の委員会中に東日本大震災の発生時刻を迎えることから、午後2時46分になりましたら委員会を一時中断し、黙祷を行いますので御協力をお願いいたします。

さて、本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案6件、請願1件及び総務企画委員会から合い議のありました議案1件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより審査に入ります。

初めに、第1号議案平成31年度大分県一般会計予算のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**阿部土木建築部長** 第1号議案平成31年度大分県一般会計予算の総括的な内容について御説明します。

御承知のとおり、今回の当初予算は、4月に統一地方選挙を控えているため骨格予算として編成しています。

それではお手元の土木建築委員会資料1ページをお開き願います。

まず、1歳出予算の表の一番左の列、一般会計について、土木建築部の予算額は、土木建築部(A)の欄、上から7番目の計の欄、太字で記載のとおり、当初予算額は713億7,163万円を計上しており、本年度当初予算額に比べ、率にして22.1%の減となっています。

その下の内訳欄を御覧ください。公共事業は、463億3,301万5千円で、本年度当初予算額に比べ、率にして25.7%の減となっています。内訳としては、一般公共が、355億

9,967万5千円。災害関連が19億9,034万2千円。国直轄事業の負担金が23億5,070万4千円。公営住宅が3億4,376万円。災害復旧が60億4,853万4千円となっています。

公共事業における主な取組としては、災害からの復旧・復興や激甚化する自然災害に対応するため、国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策も活用しながら、玉来ダムの整備や大肥川、津久見川等の河川改修といった治水対策、砂防設備や地すべり防止施設の整備等の土砂災害対策など、防災・減災対策を積極的に進めます。

次に、内訳の一番下、非公共事業については、250億3,861万5千円で、本年度当初予算額に比べ、率にして14.4%の減となっています。

非公共事業についても、流下能力が低下した河川の河床掘削や、急傾斜地の法面对策工などハード面の防災・減災対策はもとより、大規模地震に備えた危険性の高いブロック塀等の除却に対する支援など、ソフト面の対策についてもしっかりと取り組みます。

加えて、建設産業における担い手確保や、河川・港湾区域における放置艇の適正管理に向けた取組についても強化します。

次に区分欄、特別会計を御覧ください。

まず、1番目の大分県公債管理特別会計については4億1,546万円、その下の臨海工業地帯建設事業特別会計については3億5,048万8千円、その下の港湾施設整備事業特別会計については25億7,900万2千円を計上しています。

続いて、2の債務負担行為については、一般会計で27件191億1,231万1千円。港湾施設整備事業特別会計で1件6億円の限度額をお願いしています。

以上で、31年度当初予算関係の総括的な説

明を終わります。詳細については、関係課長から説明しますので、御審議のほどよろしく願いします。

**藤田土木建築企画課長** まず、土木建築部関係分の債務負担行為について御説明します。

平成31年2月大分県議会定例会議案の17ページ第2表の債務負担行為です。

土木建築部関係については、25ページの上から4番目、53番の公有地の拡大の推進に関する法律第25条の規定により大分県土地開発公社が公共用地等の先行取得に要する事業資金を借り入れる場合の当該借入先金融機関に対する債務保証から、28ページの下から3番目、79番の生活排水処理施設整備費補助までの27件ですが、このうち主なものについて御説明します。

25ページ下から3番目、55番の国道212号道路改良事業（耶馬溪工区）は、橋梁工事などに伴い16億円の債務負担行為の承認をお願いするものです。

次に、27ページ下から3番目、71番の玉来ダム建設事業は、玉来ダムの管理設備工事などに伴い12億円の債務負担行為の承認をお願いするものです。

そのほかは、トンネルや橋梁といった規模の大きな工事に加え、施工時期の平準化の観点から適切な工期を確保すると、工期が32年度以降にわたる工事等について債務負担行為の設定をお願いするものです。

次に、土木建築企画課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明します。

平成31年度土木建築部予算概要の17ページをお開き願います。

左上の枠外に款、項の名称、右上枠内に目名を記載しています。また、表の一番左に事業名、その右隣には31年度当初予算額を記載しています。

一番下の建設産業構造改善・人材育成支援事業費ですが、予算額は3,123万5千円です。事業概要欄にマル新と記載された箇所を御覧ください。建設産業においては、担い手の確保とその定着が喫緊の課題であることから、建設労

働者のUIJターンを促進するためのプロモーション業務を実施するとともに、若手就業者の資格取得に要する経費に対して、今回新たに支援を行うものです。

**湯地建設政策課長** 建設政策課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明します。

平成31年度土木建築部予算概要15ページ事業名欄の上から2番目、共生のまち整備事業費ですが、予算額は5,600万円です。本事業は、高齢者や障がい者はもとより、女性や子どもを含む全ての県民が障壁なく自由に行動できるよう、歩道の段差解消や、スロープ・手すりの設置など県が管理する公共施設のバリアフリー化に取り組むものです。

次に、上から三つ目、地域の安心基盤づくりサポート事業費ですが、予算額は8,200万円です。本事業は、災害被害の拡大防止と集落機能の維持を一体的に推進するものです。地域においては、高齢化により集落機能の維持が困難になってきていることから、土木事務所職員自ら、あるいは委託業者が、河川、砂防、港湾施設等の軽微な修繕、草刈りや支障木の撤去などを行います。また、地域住民が自主的に行う県管理施設の環境美化や防災活動に対しては、必要な資機材を貸し出して、その活動を促進するものです。また、新規事業の河川内小規模支障木緊急除却事業は、森林環境税を財源としています。近年の豪雨災害を背景に増加傾向にある、小規模な河道内樹木の伐採など県民からの要請に速やかに対応し、被害軽減・防災力強化に取り組むものです。

**渡辺用地対策課長** 用地対策課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明します。

14ページ事業名欄の上から4番目、公共用地先行取得事業費ですが、予算額は10億円です。本事業は、緊急に用地買収が必要となった場合に機動的に対応するため、大分県土地開発公社が先行取得により事業用地を確保するための貸付金として、あらかじめ確保しているものです。

**稲井道路建設課長** 道路建設課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明します。

20ページ道路橋梁調査費ですが、予算額は9,179万5千円です。本事業は、中津日田道路の耶馬溪―山国間など国県道における将来の新規事業化に向けた事前調査や道路台帳補正などを行うものです。

次に、21ページ事業名欄の上から2番目、(公)道路改良事業費ですが、予算額は115億4,858万4千円です。本事業は、中津日田道路をはじめとする国県道の大規模な道路改良に要する費用です。

次にその下、(公)国直轄道路事業負担金ですが、予算額は9億2千万円です。本事業は、国土交通省が管理する一般国道の改築等に要する費用の負担金です。

**山本道路保全課長** 道路保全課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明します。

23ページ事業名欄上から2番目、道路維持修繕費ですが、予算額は16億9,827万6千円です。本事業は、安全で快適な道路環境を確保するために行う街路樹の管理や道路の清掃・草刈り、パトロール、応急維持補修などを行うものです。

次に、事業名欄上から5番目、(単)身近な道改善事業費ですが、予算額は4億円です。本事業は、住民の生活に密着した道路の利便性・安全性を低コストかつ短期間で向上させるため、路肩の拡幅や簡易歩道の整備などの小規模な改良や通学路安全対策を実施するものです。

次に、その一つ上、(単)道路防災事業費、予算額6億4,700万円と、次ページ事業名欄の上から2番目、(公)道路防災事業費、予算額9億8,775万7千円です。これらの事業は、防災拠点などを結ぶ啓開ルートや孤立集落対策区間における道路法面の崩壊・落石対策を重点的に推進するものです。

**後藤河川課長** 河川課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明します。

29ページ事業名欄の上から2番目、河川海岸維持管理費ですが、予算額は2億561万3千円です。本事業は、芹川・北川ダムの管理者負担金や河川・海岸の堤防の草刈りなど管理業務に要する経費です。

次に、下から4番目、洪水時等避難行動支援事業費ですが、予算額は2,190万円です。本事業は、洪水時の住民の的確・確実な避難行動を支援するため、最大規模の洪水を想定した浸水想定区域図を基に、市町村が行う洪水ハザードマップの作成に要する経費に対して助成するものです。

次に、31ページをお開き願います。事業名欄の上から3番目、(単)緊急河床掘削事業費ですが、予算額は4億5千万円です。本事業は、台風や集中豪雨などによる浸水被害から河川周辺住民の生命、財産を守るため、浸水被害が発生した河川などにおいて、早急に河床掘削を実施するものです。

次に、その一つ下、(公)広域河川改修事業費ですが、予算額は64億2,351万5千円です。本事業は、河川の流下能力を確保するため、昨年度の九州北部豪雨や台風第18号により被災した河川をはじめとした県管理河川において、河川改修を実施するものです。また、国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に基づき、河床掘削や河川内の支障木の除去等を集中的に実施するものです。

次に、一番下の(公)治水ダム建設事業費ですが、予算額は36億3,778万8千円です。本事業は、過去の集中豪雨等で甚大な被害を受けた竹田地域を水害から守るため、玉来ダムを建設するものです。工事の進捗状況ですが、平成30年10月に本体コンクリート打設を開始し、平成31年度は本体工事が本格化するとともに、放流設備等の工事を引き続き実施するものです。

次に、35ページ事業名欄の上から3番目、(公)災害復旧事業費ですが、予算額は58億5,303万4千円です。本事業は、過年災害分として平成29年、30年に被災した河川等の復旧を引き続き進めるとともに、現年災害分として平成31年に新たに災害が発生した際に迅速に対応できるよう、あらかじめ計上するものです。

**外池港湾課長** 港湾課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明します。

36ページ、ポートセールス戦略強化推進事業費ですが、予算額は1,858万3千円です。本事業は、RORO船の便数充実を好機と捉え、大分港大在地区をはじめとした県内港の活性化を図るため、利用促進・集荷推進対策などを通じてポートセールスを強化するものです。

次に、38ページ事業名欄の下から2番目、(公)津波危機管理対策緊急事業費ですが、予算額は5,850万円です。本事業は、津波・高潮対策として既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能を確保するため、施設の整備を実施するものです。

次に、40ページ事業名欄の一番下、(公)港湾改修統合事業費ですが、予算額は2億4,680万円です。本事業は、岸壁や防波堤などの既存施設の機能維持及び利便性の向上を図るため、維持補修及び局部改良を実施するものです。

次に、41ページ(公)国直轄港湾事業負担金ですが、予算額は3億1,500万円です。本事業は、国が実施する航路浚渫、防波堤及び岸壁などの整備に係る負担金です。

次に、42ページ事業名欄の上から2番目、(公)国直轄空港事業負担金ですが、予算額は1億1,100万円です。本事業は、国が実施する大分空港の整備に係る負担金です。

**亀井砂防課長** 砂防課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明します。

44ページ事業名欄の下から3番目、(単)急傾斜地崩壊対策事業費、予算額6億3千万円と、次のページの事業名欄の上から5番目、(公)急傾斜地崩壊対策事業費、予算額9億4,067万6千円です。これらの事業は、急傾斜地崩壊危険区域のうち緊急度の高い地区について、擁壁工、法面対策工などを実施するとともに、市町村が行う保全対象5戸未満の区域の崩壊対策事業に対して助成するものです。

次に、その二つ下、(公)砂防事業調査費ですが、予算額は16億200万円です。本事業は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査を実施するものです。

次に、46ページ事業名欄上から2番目、土砂災害情報提供強化事業費ですが、予算額は1,278万8千円です。本事業は、土砂災害警戒区域等に指定された地区について、速やかに住民への周知を図るとともに、災害時の早めの避難行動につなげるため、市町村が行う土砂災害ハザードマップの作成委託に係る経費に対して助成するものです。

**豊田都市・まちづくり推進課長** 都市・まちづくり推進課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明します。

52ページ事業名欄、上から三つ目、(単)街路改良事業費ですが、予算額1億8,494万9千円で、別府市の山田関の江線ほか、都市計画道路6路線の整備促進を図るものです。

その下、(公)街路改良事業費ですが、予算額8億円で、大分市の庄の原佐野線ほか5路線の整備促進を図るものです。

**島津公園・生活排水課長** 公園・生活排水課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明します。

53ページ農業集落排水事業費ですが、予算額は5,145万円です。本事業は、大分市、宇佐市など9地区で実施する農業集落排水施設の改築工事に対し、補助するものです。

次に、54ページ漁業集落排水事業費ですが、予算額は5,800万円です。本事業は、佐伯市の5地区で実施する漁業集落排水施設の改築工事などに対し、補助するものです。

次に、55ページ事業名欄の上から2番目、公園維持管理費、予算額1億3,138万5千円と、その一つ下、大分スポーツ公園等管理運営事業費、予算額5億1,654万2千円は、大分スポーツ公園などの都市公園の指定管理者管理運営委託等に要する経費です。

その一つ下、県営都市公園施設整備事業費、予算額4億8,766万8千円は、大洲総合運動公園など都市公園の維持補修及びラグビーワールドカップ大分開催に向けた大分スポーツ公園総合競技場のハイブリッド芝導入などに要する経費です。

次に、56ページ事業名欄の一番上、生活排

水処理施設整備推進事業費、予算額3億7,375万5千円は、潤いのある水環境を創出し、次の世代に引き継ぐため、県下17市町が実施する生活排水処理施設の整備に対する助成などを実施するものです。31年度は、合併処理浄化槽の補助対象エリアを拡大することとしています。具体的には、事業概要欄に記載のとおり、下水道全体計画から今後除外する予定の区域を新たに補助対象とすることにより、合併処理浄化槽への転換をさらに促進することとしています。

**樋口建築住宅課長** 建築住宅課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明します。

58ページ事業名欄の上から2番目、住宅耐震化総合支援事業費ですが、予算額は8,206万8千円です。本事業は、昭和56年以前に建築された旧耐震基準の木造住宅等の耐震性を向上させるため、住宅所有者が行う耐震診断・耐震改修に対して市町村が補助する場合に、その一部を助成するものです。

次にその一つ下、子育て・高齢者世帯住環境整備事業費ですが、予算額は2,986万1千円です。本事業は、子育て世帯の住環境の向上や高齢者の暮らしの安心確保及び3世代同居の支援に向けた住宅改修等に対して市町村が補助する場合に、その一部を助成するものです。

次に59ページ事業名欄の一番下、がけ地近接等危険住宅移転事業費ですが、予算額は1,069万5千円です。本事業は、土砂災害特別警戒区域内等一定の条件を満たす危険住宅の所有者が、家屋の除却や安全な場所への住宅建設又は購入に対して市町村が補助する場合に、その一部を助成するものです。

**但馬公営住宅室長** 公営住宅室関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明します。

59ページ事業名欄の一番上、県営住宅等管理対策事業費です。本事業の予算額は5億6,458万2千円で、県営住宅等の計画修繕や家賃滞納者に対する法的措置、管理代行者への使用料収納や入退去等の業務委託などに要する経費です。

次に、61ページ事業名欄の一番下、(公)

既設県営住宅改善事業費ですが、予算額は3億3,212万3千円です。本事業は、県営大空住宅等の高齢者向け改善工事等を行うものです。**中園施設整備課長** 施設整備課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明します。

62ページ事業名欄の一番上、県有建築物防災対策推進事業費ですが、予算額は3億8,775万5千円です。本事業は、中部及び豊肥保健所等の建築設備の防災対策強化や県有施設等のつり天井耐震化工事等に要する経費です。

次に、63ページ事業名欄の一番上、営繕関係受託事業費ですが、予算額は26億3,931万円です。本事業は、県立病院の大規模改修工事の継続と精神医療センター新築工事の経費です。

以上で平成31年度一般会計予算に係る説明を終わります。よろしくお願ひします。

**木付委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑はありますか。

**濱田委員** 土木建築部の総合的な予算のことはいいと思うんですが、去年の915億円から約22%減ですか。全体予算では5.7%減という中で、土木建築部は大幅な22%減ですから。もちろん災害復旧がある程度終わったなどもあると思うんですけども、今後の肉付予算を含めて、総合的には前年度並みの予算になるのか、あるいはもうちょっと減るのか、その辺の見通しをお伺いしたいと思います。

もう一つは23ページの(単)身近な道改善事業費について、これと河床掘削は地域で非常に皆さんが期待を持っています。ただ、河床掘削については前年並みの予算が付いているけれども、この身近な道改善事業は8億円が4億円と半分になっているんですね。先日の予算要望の際、知事にこの件を伺ったんですよ。知事からは、ふれあいトーク等で県内を巡ってみて、この予算についてはもうこのくらいでいいんじゃないかねえかと答弁をされたんですが、地域に目を向けるとまだまだそんなもんじゃねえと思うんですね。カーブを緩やかにしたり、側溝を埋めたり、やることはたくさんあるのに予算が半分

に減っておる。これはまた肉付予算では復活して、去年並みの予算で組まれていくのか、この2点をお伺いします。

**藤田土木建築企画課長** 31年度の当初予算の中で、国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策として受け入れて上積みした予算額が、約32億5千万円あります。今後の肉付予算においても、2年目の予算としての受入れも考えているところですので、全体として肉付予算後は前年度並み若しくはそれ以上の予算規模になるのではないかと考えています。

**濱田委員** 約200億円の補正を組みましたよね。だから、我々としても昨年以上にいろいろなものの改善ができるんじゃないかと大いに期待をしておるんですよ。ちょうど今年は選挙の年でもあるので、気合いを入れて道路や河川などはこれまで以上に進めていただきたいと思います。例えば、具体的例を出しますが、玖珠郡には19路線あるんです。そして今度、中学校が4月1日から統合して1校になります。今までは7校あったんです。スクールバスが11台だったと思います。そのような中でちゃんと移動時間を短縮するには、やはり県道をぴしっと整備する以外にはないんです。それによって授業に間に合う、送っていく際は10分でも15分でも短縮する。やっぱり道路改良をちゃんとやってもらわんと、授業開始に間に合わないと思ひし、帰るときも、あんまり遅くなっても悪い。各地区でそういう問題があると思うんです。だからしっかり、県道は1日も早く100%改良、これが我々の目標ですので、ぜひやっていただきたい。

**毛利委員** 濱田委員がおっしゃった全体予算の件に関連です。前年並みということでしたが、安倍政権は、31年度に初めて100兆円を超える予算を組んでいますよね。公共事業は前年から増えて7兆円ぐらいだったと思います。したがって、まだ完全に予算は成立しておりませんが、それを考えると前年並みじゃなくて、前年増という考え方はできないですか。

**藤田土木建築企画課長** 全体的な緊急対策の受入れの中で、かなりの予算の受入れを考えてい

ます。前年をかなり超えた予算規模で事業を進めていきたいと思ひますので、しっかり頑張っていきたいと思ひます。

**毛利委員** ということは、期待していいんですね。

**阿部土木建築部長** 期待をしていただきたいところですが、国がああいった姿勢を打ち出している以上は、これから肉付予算はありますが、災害がこれだけあった大分県であるからこそ、県としてしっかりと予算確保していかなければならないという思ひです。

もちろん肉付予算の審議を行っていただく議会の中で、委員のお力添えをいただくことも多々あると思ひますが、我々としては、やはり現場でしっかり執行できるよう業界への工事発注を計画的にやるといったところにもしっかりと工夫しながら頑張っていきたいと思ひますので、引き続きよろしくお祈いします。

**木付委員長** それでは身近な道改善事業について説明をお願いします。

**山本道路保全課長** 身近な道改善事業ですが、これは平成21年度に、最初は生活道路改善事業という名前でスタートして、これまでに1,155か所の要望が上がっています。今でもまだ80から100か所程度の要望が毎年上がっているところですので、できる限り前年並みの予算を要求していきたいと思ひています。

**御手洗委員** 15ページの地域の安心基盤づくりサポート事業費について、新規事業になるんでしょうが、河川内には、例えば電柱ぐらいの樹木がいっぱい生えており、景観の阻害だけでなく、雨で水位が上がるのではと地域の皆さんは非常に不安を感じています。今の説明からいくと、森林環境税を使って撤去ということなんですが、これは具体的にどう進めていくのか、今の計画を教えてください。

**湯地建設政策課長** この事業は小規模なものを対象としており、これまでも地元の要望をお祈いしながら、年間契約をしている業者が草刈りや支障木の伐採をするほか、土木事務所職員が地元の方と一緒に木を切ったりしていました。大規模なものについては、河川改良事業の中で

土木業者に発注し、伐採してもらっています。今回の新規事業については、これまでの対象から少し広げて、森林環境税を活用して取り組んでいきます。計画的なものじゃなくて、急に影響が出た、必要になったというものをこの事業の中で対応したいと思っています。

**木付委員長** ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 私から2点、支障木について、伐採後の処分はどう考えているか、それがまず1点。

もう1点、事業名を忘れたけど、確か土砂崩れの危険がある地域内の住宅移転に関する事業がありましたよね。去年は3軒分の予算を組んでいたけど、今年はちょっと金額が大きくなっているんで、移転する方が増える予想なのかどうか。この2点をお願いします。

**後藤河川課長** 支障木の処理については、基本的には根も含めて産業廃棄物になります。ただし、昨今のまき等への利用などもありますので、そういったことに取り組むためにも、切ったものを一定期間、区域内に置いておき、持ち帰り希望者を募るということにも新たに組み込んでいきたいと考えています。

**樋口建築住宅課長** がけ地近接等危険住宅移転事業についてですが、今年度予算では、現在、中津市のみで事業化されており、そのほかの申請はございません。

来年度については、5市1町で事業化する見込みですが、今のところ具体的な申請は上がっていません。

**木付委員長** 支障木伐採については、昨年の県外所管事務調査で山形河川国道事務所に行きましたが、公募により伐採者を募り、伐採した木をまきに使っていました。また、公募することで行政コストの削減にもつながっていましたので、ぜひ有効利用というのを考えてもらいたいと思います。

委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第10号議案平成31年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計予算について及び第11号議案平成31年度大分県港湾施設整備事業特別会計予算について、一括して執行部の説明を求めます。

**外池港湾課長** 第10号議案平成31年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計予算について御説明します。

平成31年度土木建築部予算概要の64ページ表の一番左、区分欄の上から2番目です。

予算額は、表の左から2番目、予算額(A)欄のとおり、3億5,048万8千円です。

歳入の主な内訳ですが、予算額(A)欄の二つ右、財産収入として土地の貸付料が750万円、その一つ右、企業立地促進等基金などからの繰入金金が2億1,288万8千円です。

さらにその三つ右、県債として土地造成事業債の借入れが1億3千万円です。

次に、66ページ歳出については、表の一番左、事業名欄の一番上、6号地事業費で、予算額は3億3,760万円です。本事業は、6号地の売却に向けた整備及び維持管理などに要する経費です。

次に、その一つ下の公債費ですが、予算額は1,288万8千円です。本事業は、6号地造成に伴う起債の利子償還に要する経費です。

続いて、第11号議案平成31年度大分県港湾施設整備事業特別会計予算について御説明します。

64ページ表の一番左、区分欄の上から3番目です。

予算額は、表の左から2番目、予算額(A)の欄のとおり、25億7,900万2千円です。

歳入の主な内訳ですが、予算額(A)欄の一つ右、使用料及び手数料として附属地や野積場

などの使用料が14億1,045万7千円、さらにその五つ右、県債として港湾施設建設事業債の借入れが11億6,800万円です。

次に、67ページ歳出については、表の一番左、事業名欄の一番上、港湾施設管理費で、予算額は1億9,075万2千円です。本事業は、上屋や野積場などの港湾施設の管理に要する経費です。

その下、大分港大在コンテナターミナル管理運営事業費7,899万3千円は、指定管理者への委託料や維持修繕などに要する経費です。

また、その下、別府港北浜ヨットハーバー管理運営事業費の922万2千円も同様に指定管理者への委託料などに要する経費です。

次に、その下、港湾施設維持修繕事業費ですが、予算額は1億2,711万1千円です。本事業は、上屋や野積場などの港湾施設の維持修繕を行うものです。

次に、その下の公債費ですが、予算額は8億82万4千円です。本事業は、港湾施設整備事業に伴う起債の元利償還金です。

次に、68ページ港湾機能施設整備事業費ですが、予算額は13億7,210万円です。本事業は、大分港、津久見港、別府港、臼杵港、佐賀関港及び中津港のふ頭用地の造成などを行うものです。

**木付委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。両案について御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 別に御質疑等もないので、まず第10号議案について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第11号議案について採決いたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決する

ことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第26号議案平成31年度における土木事業に要する経費の市町村負担について、執行部の説明を求めます。

**藤田土木建築企画課長** 第26号議案平成31年度における土木事業に要する経費の市町村負担について御説明します。土木建築委員会資料の2ページをお開き願います。

これは、提案内容のとおり、平成31年度の土木事業に要する経費の一部として、地方財政法等に基づき、関係市町村に負担を求めることについて議決をお願いするものです。

31年度の負担割合については、平成31年度負担割合のとおり、30年度から変更はありません。

なお、各事業の負担割合等については、事前に市町村の同意をいただいています。

**木付委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** それでは1点だけ。市議のときから不思議に思っていたんですが、分母が全部違うんですね。比較できないんですがこれはどういう意味なんですか。誰か知っている方がいたらお願いします。

**藤田土木建築企画課長** 例えば港湾改修事業地方港湾等についても、事業がたくさんあり事業ごとに割合が異なっています。例えば10分の1から30分の7.25という形で、分母、パーセントが異なっているところです。

**木付委員長** それがなぜかというところなんだけど。100分のなら100分で、10分なら10分でやってくれると負担金の割合が分かりやすい気がするんですけどね。

**阿部土木建築部長** これは公共事業の場合、特に国費での地方負担分の割合が事業ごとに恐らく違っていることがあって、それを分母ベースに振り替えているので、事業単位では分母をそ

ろえることが困難な状況が起きているからだと思えます。例えば10分ので統一すると10分の0.23456とか、そういうケースが起き得るかもしれませんので、分子の数字が整理されるように分母の数字を置いているがために、5分の1があつたり10分の1があつたりということが起きていると解釈されます。確かに分母が統一されれば、各市町村の状況が比較して見えやすくなると思えますが、こういう事業の成り立ちを考えてのことと思われま。

**木付委員長** 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第27号議案一級河川の指定の変更に対する意見について、執行部の説明を求めます。

**後藤河川課長** 第27号議案一級河川の指定の変更に対する意見について御説明します。資料の3ページを御覧ください。

本議案は、熊本県産山村から本県竹田市を流れる玉来川について、熊本県内の区間を山鹿川と呼称できるよう、河川名等を変更することに関して国土交通大臣から意見を求められたので、これに同意することについて、河川法の規定により議決を求めるものです。

変更の内容は、玉来川の名称変更及び同河川の上流端の表示に関する変更の2点であり、熊本県から国土交通省に要望されたものです。

まず、名称変更です。現行の玉来川を玉来川（山鹿川を含む。）と変更することにより、熊本県側を地元で以前から呼ばれていた山鹿川、大分県側は引き続き玉来川と呼称できるようになります。

名称の変更は、地元の産山村からの強い要望を踏まえたものですが、県内を流れる区間は引き続き玉来川と呼称されるものであり、地元竹

田市からも同意をいただいていることから、変更による特段の影響はないものと考えています。

続いて、上流端の表示の変更です。現在、告示されている玉来川上流端の右岸地先の地番が字図上に存在していないため、村道に架かる橋梁名をもって表示するものであり、上流端の位置が変更されるものではございません。

なお、本議会で同意を得られた後は、国土交通大臣が、5月又は6月に開催が見込まれる社会資本整備審議会の意見を聞いた上で、公示することとなります。

**木付委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 別に御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第28号議案大分県建築基準法施行条例の一部改正について及び総務企画委員会から合議のありました第20号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち本委員会関係部分については、関連がありますので一括して執行部の説明を求めます。

**樋口建築住宅課長** 資料の4ページ第20号議案及び第28号議案について、一括して御説明します。

まず資料の左側は既存建築ストックの有効活用につながる法改正の内容です。①について、これまでは事務所を店舗として使用する場合など、既存建築物を当初とは異なる用途に変更して使用する場合には、建築物全体を現行法に適合させる必要があるため、部分的に先行使用したい場合など多様な形での利用ができませんでした。今回の改正により、工事を分割する必要

性が認められた上で、火災や構造上の危険性が増大しない計画となっていれば複数回の工事に分け、段階的に法に適合させることも可能となりました。この手続きにかかる認定手数料を新設するものです。

次に②について、既存建築物を一時的に当初とは異なる用途に転用し、短期間使用した後、元の状態に戻す場合には、安全上、防火上、衛生上支障がないと認められる計画であれば、一時的に使用する建築物を新築する場合と同様に法で定める一部の規定を適用除外とする許可制度が新設されました。これに伴い法改正の趣旨を踏まえ、県条例で独自に附加している規制についても適用除外とする等所要の改正を行い、併せて許可手数料を新設するものです。

次に資料の右側③ですが、これは社会情勢に応じた手続きの簡素化を行う法改正の内容です。都市計画で定められた住居系の用途地域の中に、本来は建築することが認められていない用途のものであっても、住居の環境を害するおそれがないと認められる場合には建築を可能とする許可制度があります。この制度を使いコンビニエンスストア等、全国的に許可実績の蓄積があるものは、建築審査会の同意や利害関係者からの意見聴取など一部の手続きが不要となりました。

この簡素化された手続きに係る許可手数料を新設するものです。

次のページをお開きください。左側が今回新設する手数料の額になります。建築ストックの有効活用につながる①と②の手数料については、既存の類似事務と同額となっています。③については既存手数料から簡素化された内容に相当する金額を減じています。

**渡辺用地対策課長** 合い議案件の第20号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正のうち所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行に伴う手数料の新設について御説明します。お手元の資料の6ページをお開きください。

昨年の通常国会において、いわゆる所有者不明土地法が可決成立し、本年6月1日から完全施行されます。所有者不明土地法は、資料の1

背景と必要性にあるように、人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や、土地の所有意識の希薄化などにより、全国的に所有者不明土地が増加していることなどから、当面の対応として、利用の円滑化や所有者の効果的な探索を図る仕組みを応急的に整えるために制定されたものです。

所有者不明土地法の具体的な内容は2法律の概要のとおりですが、その中で、(1)に記載のように、所有者不明土地を円滑に利用する仕組みの構築として、反対する所有者がおらず、建築物がなく現に利用されていない所有者不明土地について、新たに二つの制度が創設されたところ です。

一つ目は、①のとおり公共事業における収用手続を合理化、円滑化するもので、事業認定を受けた事業について、申請に基づき収用委員会に代わり知事が収用又は使用の裁定を行うものです。

二つ目は、②の地域福利増進事業の創設であり、地域住民のための公益性のある事業について、申請に基づき、10年を上限として知事が裁定により土地使用権を設定するものです。その土地使用権については、存続期間が満了する際には、裁定により期間の延長も可能です。

今回の条例改正は、3の手数料の新設に記載のとおり、これらの裁定申請について、国が政令で示した標準額に準じる形で損失補償の見積額に応じて手数料を新たに設けるものです。

改正条例の施行日については、所有者不明土地法の施行日と同じ、平成31年6月1日としています。

**木付委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。両案について御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 別に御質疑等もないので、まず第28号議案について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決す

ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**木村委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第20号議案について採決いたします。本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**木村委員長** 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定いたしました。

次に、請願の審査を行います。念のため申し上げます。本日の委員会が任期最後の委員会となりますので、先例により結論を得るに至らなかった請願は、審議未了の扱いとすることになります。この点、あらかじめ御承知ください。

なお、請願35-2宇佐市の上水道水源「駅館川流域」の土砂災害の防止に関することについてですが、本請願については関係する農林水産委員会にも合い議しておりますことを申し添えます。それでは執行部の説明を求めます。

**亀井砂防課長** 請願番号35-2宇佐市の上水道水源「駅館川流域」の土砂災害の防止に関することについて御説明します。緑色の請願文書の2ページ及び委員会資料の7ページをお開きください。説明は委員会資料に沿って行います。

まず請願の概要について御説明します。

今回の請願は、駅館川の上流にある養豚場に起因する土砂災害を防止するため、災害危険区域に隣接する養豚場の開発行為や造成工事等に対し、防災上適切な対策の指導や助言を行うことを求めて、養豚場周辺の地域住民で組織する東・納持の環境を守る会から提出されました。

請願の対象となっているのは、宇佐市院内町斎藤にある個人経営の養豚場であり、現在、約4千頭が飼養されています。

8ページ、現地周辺の航空写真です。写真の中央に位置している建物が、養豚場の施設であり、またその左側に青で表示しているのが、養豚場事業者が設置した構造物の位置です。請願

における災害危険区域とは、土砂災害警戒区域と思われませんが、数字を記載し黄色で囲んだ部分が、その土砂災害警戒区域を表しています。左上の区域内には国道387号が通っており、道路に並行して用水路が流れています。養豚場施設の下側のバツ印は、昨年7月の降雨により斜面が崩壊した箇所です。左下に斜面崩壊箇所の横断図を記載しています。図の左側が養豚場、右側が市営住宅であり、黄色と赤色で土砂災害警戒区域等の範囲を示しています。

続いて、これまでの経緯等について御説明します。7ページ左下の写真①が、さきほど航空写真で御説明したバツ印の箇所で、幅約10メートル、高さ約10メートルで斜面が崩壊したときの状況です。当時、斜面下の市営住宅に住む3世帯3名が一時避難するという状況が発生しました。当日の院内町の雨量は、連続349ミリ、時間最大36ミリを観測しており、大雨が崩壊の原因であると考えています。

また、東・納持の環境を守る会の要請により、11月9日には土砂災害警戒区域等についての説明を行い、12月3日には合同現地調査を行い、用水路の土砂の堆積状況や崩壊箇所等について確認し、その原因等について説明を行ったところです。

最後に、開発行為等に対する指導・助言についての、土木建築部としての見解について御説明します。まず、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域は、特定開発行為に対して許可が必要となりますが、養豚場は特別警戒区域ではなく、さらに畜舎等の建築物は、特定開発行為の対象でないことから、県としてこの法に基づく行政的な指導を行うことはできません。また、都市計画法でも、畜舎等の建築物は、開発行為の許可の適用除外とされていますので、行政的な指導を行うことはできません。ただし、建築基準法において、建築物や擁壁等の構造物が基準を満たしているかという点については、特定行政庁である宇佐市が確認することとなっています。

土木建築部としては、建築基準法を所管している宇佐市に対して、必要に応じて技術的な助

言を行っていきます。加えて、出水期前に養豚場周辺の土砂災害警戒区域等の点検を行い、結果を宇佐市へ報告するなど土砂災害防止に努めてまいります。

**木付委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑はありますか。

**御手洗委員** 市営住宅と養豚場のどちらがさきにできたんですか。

**亀井砂防課長** 市営住宅自体も非常に古いものですし、養豚場も古いです。ただ、どちらがさきかといった詳細な資料は持ち合わせていません。

**御手洗委員** どちらが早いかによって随分と違うと思うんですね、分かった上で建てたとか。

**亀井砂防課長** まず、土木建築部で所管している法律で指導できるかという観点であれば、土砂災害防止法や都市計画法においても、養豚場自体が対象になっていないので、何もできないということから、時間的な観点から判断するのはちょっと難しいのではないかと思います。

**守永委員** この養豚場が設置される際に、開発行為として許認可申請があったという経緯があるのか。また、その際に様々な災害防止のための整備等について指導されると思うんですけども、その後の維持がどうなされているかということがチェックされていたのか、その辺の事情は分かりますでしょうか。

**亀井砂防課長** 農林水産部、生活環境部と話した中では、この養豚場における開発行為の規制を行うための法的根拠がないという状況でしたので、許認可等の手続はされていないんじゃないかと思います。

**木付委員長** 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

**吉岡委員外議員** 例えば、この資料8ページの地図を見ているんですけど、もし大規模に土砂が崩れて市営住宅が被害を受けた場合、どこが責任を負うんですか。

**亀井砂防課長** 実際に昨年7月の西日本豪雨では、資料のバツ印で斜面が崩壊しています。これについて、基本的な考え方としては、斜面を

所有している方と被害を受けた方双方の責任において対応すべきものと考えています。したがって、この場合、斜面は養豚場が、被害を受けた市営住宅及びその道路も市管理と伺っていますので、市の責任において、事業者と協議しながら進めていくと考えています。

**木付委員長** ほかに御質疑等もないので、これより請願の取扱いについて協議いたします。

なお、本請願について農林水産委員会の回答は、採択すべきとのことであります。

請願の取扱いについて、いかがいたしましょうか。

**羽野副委員長** いずれにしても県としては、市に対する助言ということで、それ以上のことはできないということを当事者も分かっているようですので、そういった意味も含めて採択すればいいのではないかと思います。

**木付委員長** 今、採択すべきとの声がありましたが、本請願について、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 御異議がないので、本請願については、採択すべきものと決定いたしました。

以上で付託案件及び合議案件の審査は終わりました。

ここで、暫時休憩します。再開は2時25分とします。

午後2時15分休憩

午後2時25分再開

**木付委員長** 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

執行部より、報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

まず①、②について、報告をお願いします。

**藤田土木建築企画課長** 放置艇対策について報告いたします。委員会資料の9ページをお開き願います。

1の対策の概要について、適正な手続を経ずに係留する船舶については、その解消に向けソフトとハード両面から対策に取り組むこととしており、船舶所有者等に対する説明会の開催や、係留区域への誘導、行政指導等を実施するとと

もに、必要に応じて係留保管場所を確保していくこととしています。

次に2の主な取組ですが、平成30年6月に大分県プレジャーボート等の係留保管の適正化に関する条例を制定し、国や市町村も含め各水域の管理者や関係者と連携して具体的な取組を進めているところです。特に、平成26年に協議会を設置し、先行実施地区となっている佐伯地区では、昨年の7月に船舶所有者や地区住民に対する説明会を開催しました。さらに8月からは船舶所有者の意向を確認しながら、係留場所の調整や不足する係留施設の把握に努めるとともに、期日までに意思表示がない者に対する行政指導等にも取り組んでいます。また、こうした取組を佐伯地区に遅れることなく県内全域に広げていくため、(3)他の地区での取組に記載のとおり、中津や大分地区にも協議会を設置したところです。

最後に3の今後のスケジュール(予定)ですが、条例が施行される4月には、全県に先駆けて佐伯地区を適正化推進区域に指定し、行政指導の徹底、河川における暫定係留施設及び港湾等における係留施設の整備を行うなど、係留保管の適正化に重点的かつ優先的に取り組みます。また、他の地区においても、こうした佐伯地区の取組を参考として、ソフト・ハードの対策を進めます。

なお、こうした取組に伴い、係留に関する許可手続や、施設使用料等を定めた関係規定が必要となることから、第2回定例会において、河川の施設管理条例の制定や港湾施設管理条例の一部改正案を上程し、御審議いただく予定としています。

**稲井道路建設課長** 昨年3月の改正道路法で創設された重要物流道路制度に基づき、年度内にも国が路線の一次指定を予定していますので、その見通し等について報告いたします。委員会資料の10ページをお開きください。

改正道路法について、上段に改正に至った背景・必要性が、下段には法案の概要が記載されています。このうち3点目の、平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な輸送を確保し、物流

の生産性向上を実現するために創設されたのが重要物流道路制度です。具体的には国土交通大臣が物流上重要な道路を指定し、機能強化や重点支援を行います。

次に11ページ、指定の流れについて、今年2月の国の審議会で示された資料です。資料では、指定は段階的に行うこととされ、年度内にも供用中区間を先行的に指定する予定とされています。その後、夏以降を目標として、地域の将来像や方向性をビジョンとしてまとめ、ビジョンを実現するための具体の道路網を計画として整理した上で、その中から計画路線を含めた重要な道路を国が選別し、順次指定するものとされています。

なお一次指定にあたっては、特車通行許可を不要とする措置の導入等があわせて検討されています。

次に12ページは、特車通行許可を要する国際海上コンテナ車の基幹道路における利用状況を国が整理したのですが、東名道など高速道路の利用が非常に多く、県内を見ても東九州自動車道や国道10号など、限られた路線に利用が集中しています。

次に13ページ、このような利用実態や指定による効果を考慮し、国では国際海上コンテナ車等の特車通行許可を要する車両の走行が多く、かつ道路構造等の観点から現時点で通行に支障のない区間を選別し、一次指定を行う考えです。そのため今回の指定対象は、高速道路や国道10号など、ごく限られた路線になるものと見込んでいます。

例えば、中津日田道路はバイパスがつながっておらず、並行する国道212号も急カーブ箇所等があり、特車通行許可を無条件で不要とはできないため対象外になるものと考えています。

以上を踏まえ、県としては、前提となるビジョン及び広域道路ネットワーク計画の検討を引き続き進め、夏以降、できるだけ多くの道路が指定され、重点支援の対象となるよう努めていきます。また、一次指定の路線について国から情報提供がありましたら、別途お知らせするとともに、検討状況は今後も随時、報告させてい

ただく予定です。

**木付委員長** ただいまの報告について、質疑、御意見などはございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** それでは1点だけ。プレジャーボートの条例改正に関するパンフレットはもう配っていますよね。改正して係船料がいくらだとか、そういう資料を配っていませんか。

**藤田土木建築企画課長** さきほど申し上げましたように、係船料等については、これから河川と港湾それぞれの管理条例を制定しますので、それに合わせて具体的な金額について定めていく予定です。

**木付委員長** 条例を改正しますというパンフレットを見たんですよね。うちの国東の造船所で、それで、いろいろ聞かれたんですよね。

**藤田土木建築企画課長** 条例を制定しましたというチラシは配布しました。

**木付委員長** それを見てね、皆さんいろいろと何か分からんことがあるみたいなんです。だから、さっき説明のあった説明会をちゃんと開いて趣旨を理解してもらうよう、しっかりやってもらいたい。条例改正の件がチラシだけで先行してしまい、何かよく分からなくて不安に思っているという面もあるようなので、それをしっかりと説明して。

委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

**平岩委員外議員** すみません、勉強不足なんですけど、国際海上コンテナ車とは、どういうものをイメージすればいいのかなど。私は分からないものですから、教えていただきたいと思えます。

**稲井道路建設課長** さきほどの資料10ページをお開きください。

10ページ目の右下に絵があるんですが、現在、RORO船を含めた様々な船舶、輸送の大型化が進んでいます。その中で規格があるようで、この絵のとおり、横長、縦長で非常に重いコンテナを乗せられる車両が国際海上コンテナ車と、40フィート背高という名前でも言われますが、こういったものを指しています。

**木付委員長** ほかに御質疑等もないので、次に

③、④について、報告をお願いします。

**山本道路保全課長** 大分県無電柱化推進計画の策定について報告します。委員会資料の14ページをお開き願います。

まず策定背景ですが、無電柱化は、これまでも防災性の向上、安全性・快適性の確保、良好な景観形成等の観点から実施してきましたが、近年、災害の激甚化・頻発化、訪日外国人をはじめとする観光需要の増加等により、その必要性が増しています。このような状況変化を踏まえ、平成28年12月に無電柱化の推進に関する法律が施行され、国は昨年4月に無電柱化推進計画を策定したところです。この計画では、2018年度から2020年度までの3年間で約1400キロメートルの無電柱化着手を目標としており、防災や安全・円滑な交通の確保等の観点から、無電柱化の必要性の高い道路について重点的に推進することとしています。

次に15ページ、このような状況を踏まえ、大分県版の計画を策定することとしました。計画期間は、国の計画と同じ2020年度までとし、県内の国・県・市が管理する道路で約13キロメートルの着手を目標としています。その内訳として、右側の表のとおり直轄国道2か所、県管理道3か所、市町村管理道3か所の計8か所であり、全て電線事業者と合意済みです。

なお、本計画については、電線事業者及び学識経験者等で構成される大分県無電柱化協議会でも意見を聴取の上策定しています。

**後藤河川課長** 平成29年3月に契約した玉来ダム本体建設工事の進捗状況について報告します。委員会資料の16ページをお開き願います。

平成29年7月に起工式を行うとともに、基礎掘削に着手し、平成30年10月には堤体コンクリート打設を開始し、今般3月16日に定礎式を挙げる運びとなりました。左上の写真のとおり、今年度末時点での進捗率は、事業費ベースで53%です。右側に現在の状況及び来年度以降のスケジュールを示しています。平成31年度は、堤体コンクリート打設をはじめ、止水対策や貯水池対策工も本格化し、いよいよ建設の最盛期に入ります。また、平成29年1

2月に契約をした放流設備工事も右下の写真のように製作が完了し、来年度は現場での据付工事を開始します。このように、平成32年度の早期治水効果発現に向け、順調に進捗しています。

また、左下のダムインフラツーリズムの取組も行っており、国土交通省大分川ダム工事事務所と連携して大分川・稲葉・玉来ダムの3ダムを同時に見学するツアーを2回実施しました。また、小中高生などを対象とした見学会の開催や、竹楽でのブースの出店など、PR活動も随時行っています。

**木付委員長** ただいまの報告について、質疑、御意見などはございませんか。

**濱田委員** 無電柱化の件ですけれども、例えば商店街とかをやるときの商店街の負担、そういった地元負担は考えでいいんですか。

**山本道路保全課長** 地元負担はありません。

**守永委員** この無電柱化事業はあちこちで進んでいるところは見るとは思いますが、安全対策という部分で、例えば地中に埋設した電線が地震とかで断線した場合、それを監視、コントロールできる体制というのは何かあるんですか。勉強不足でその辺を知らないものですから、どういう安全監視システムがあるのかというのがもし分かれば。

**山本道路保全課長** 安全のためのシステムというのは把握していませんが、説明でも申し上げたとおり、電線事業者と各道路管理者等で構成する協議会を年に数回実施しています。そういうのも含めて、市町村と電線事業者と連携して対応していくものと思います。

**守永委員** 単純な話、通常の電線であれば、切れていれば目で見て分かるんですけれども、埋設されているとそういうのが分からない。九州電力が管理するんでしょうけども、どこで切断しているとかが把握できる仕組みがあるんだろうなと思いつつ、もし分かればと思って伺いました。

**阿部土木建築部長** この無電柱化はそもそも防災のためという側面もあります。電柱ですと、これは被災した瞬間に、あらゆる社会経済活動

が止まります。もちろん電気、通信が止まるだけじゃなくて、交通遮断も招いてしまう。このため、電線地中化という非常に大きな目的があります。おっしゃるように、例えばどこかで断線するということになると、それだけの地盤変動が起きているわけですから、通常の電線が上空で切れたのと同様に、切れている状況というのは、比較的点検の中で把握しやすいとは思いますが。

いずれにしても、管理者と一緒にやっていますが、大事なことだと思っていますので、確認します。

**木付委員長** 事業主体には道路管理者になるんですか。

**山本道路保全課長** 事業管理者は、道路管理者になるのと、電線事業者になるものなど、いろいろあります。

**木付委員長** 大分県が道路管理者となっている3、4、5番が県管理になっていますけど、これはどうなっていますか。

**山本道路保全課長** これは全て大分県が事業主体となっています。

**木付委員長** 総事業費の財源内訳はどうなるんですか。

**山本道路保全課長** それぞれの事業の数字は今持ち合わせていませんが、基本的には、土工事、穴を掘る工事とか、管路を入れたりするのは道路管理者になります。それに入線、電線を入れるのが電線事業者の負担になって、工事もしらが入ると。

工事は同時にやることもありますが、金額としては、入線、電線関係は電線管理者となります。

**木付委員長** そうすると県がやる分は県が発注して、電線等の部分は事業者が発注することになるんですね。（「はい、おっしゃるとおりです」と言う者あり）分かりました。

委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** ほかに御質疑等もないので、次に⑤、⑥について、報告をお願いします。

**亀井砂防課長** 土砂災害防止法に基づく基礎調

査の進捗状況等について報告します。委員会資料の17ページを御覧ください。

まず、基礎調査及び土砂災害警戒区域について御説明します。土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにするため、県内約2万か所を対象に基礎調査を実施しています。その調査結果については、県のホームページ等で速やかに公表した上で土砂災害警戒区域等の指定を行い、さらに警戒避難体制の整備を図るため、市町村において土砂災害ハザードマップを作成しています。

左下のグラフを御覧ください。このグラフは、基礎調査と警戒区域の指定状況を表したものです。薄い折れ線が基礎調査完了率を表しており、平成30年度までに約8割の箇所で見込みであり、平成31年度には調査を終わらせることとしています。平成31年度の調査については、予算成立後速やかに発注を行う予定です。濃い折れ線は土砂災害警戒区域の指定率を表しており、平成30年度までで約6割の区域で指定を行い、最終的な平成32年度までの指定数は、約2万4千区域となる見込みです。

なお、区域数は基礎調査の結果により変動しますので、調査完了後に改めて報告します。

続いて、土砂災害ハザードマップの作成状況について御説明します。現在、全ての市町村においてハザードマップの作成に取り組んでいるところですが、右のグラフのとおり、平成30年度までに約4割の区域で作成済みとなる見込みです。市町村のハザードマップ作成に対しては、作成に係る経費の助成や、県で開発した作成支援システムを提供するなどの支援を行っており、市町村での活用状況については、資料右下に記載のとおりです。引き続き市町村への支援を行い、平成32年度のハザードマップ作成率100%を目指します。

**島津公園・生活排水課長** 続いて、大分スポーツ公園の利用に伴う渋滞対策について報告します。資料の18ページをお開き願います。

御承知のとおり、昨年11月16日に大分スポーツ公園総合競技場で開催されたサッカー日本代表戦の際、過去に例を見ない交通渋滞が発

生しました。

今後、同会場における民間主催のイベントに伴い同様の事態を招くことのないよう、原因の究明や対策の検討等を行う必要があることから、関係する国・県・市及び民間の各機関へ広く呼びかけて、大分スポーツ公園の利用に伴う渋滞対策会議を昨年12月18日に立ち上げました。

実効的な渋滞対策を講じるためには、イベント主催者が交通輸送計画を立案する段階で、例えばシャトルバスや駐車場の運用をイベントの規模に応じて適切に設定し、交通の需要をしっかりとマネジメントすることが特に重要であるほか、それを実現するための事前の広報を充実させることも大切であり、さらに当日の交通誘導等をいかに円滑に行っていくかといった点などが重要な要素であると捉えています。

こうした点をはじめとして、今般の事例と過去の事例を踏まえ、イベントの規模や日時等に応じて講ずべきソフト対策等について一定の整理をすることを目指しながら、これまで2度にわたり会議を開催し、議論を進めているところです。

今後、おおむね月に1回程度開催して議論を重ねながら、本年5月に開館となる武道スポーツセンターの完成を一つの目安として、一旦、取りまとめを行う予定としています。その上で、これらの成果を活用しながら、スムーズなイベント運営に向け、各機関がそれぞれの立場で民間のイベント主催者への情報提供や、指導、助言等につながっていけばと考えています。

また、その後についても、イベント主催者の相談窓口といった視点で、この会議の継続的な設置について関係機関と協議しながら定めていきたいと考えています。

**木付委員長** 委員会の途中ですが、ここで委員会を中断し、東日本大震災犠牲者に対する黙祷を行います。

本日11日で、東日本大震災の発生から8年を迎えました。ここに改めて震災により犠牲となられた方々に対し深く哀悼の意を表するため、黙祷をささげたいと思います。全員、御起立願います。黙祷。

〔黙祷〕

**木付委員長** 黙祷を終わります。御着席願います。

それでは委員会を再開します。ただいまの報告について、質疑、御意見などはございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 別に御質疑等もないので、次に⑦、⑧について、報告をお願いします。

**樋口建築住宅課長** 大分県賃貸住宅供給促進計画の策定について報告します。委員会資料の19ページをお開き願います。

資料左上の1計画の位置づけを御覧ください。県では、図の中央に記載の大分県住生活基本計画に基づき、県民の住生活の安定確保及び質の向上に向け、住宅の耐震化や高齢者、子育て世帯の住宅リフォーム事業などの施策に取り組んでいます。この計画に則し、賃貸住宅に関して、大分県賃貸住宅供給促進計画を策定することとしました。なお、この計画は、平成29年10月の改正により住宅セーフティネット法第5条に定められた計画となります。

資料右上2策定の趣旨に記載のとおり、本県の政策である子育て満足度日本一、健康寿命日本一の実現に向け、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給及び円滑な入居の促進に関する施策を官民一体となって、総合的かつ効果的に推進するために策定するものです。

賃貸住宅に関する課題は、3のとおり低額所得者や高齢者のほか、障がい者、子育て世帯などその属性の多様化とニーズの多様化、入居者に対する賃貸人の拒否感などがあげられます。

4本計画の概要を御覧ください。主な施策として、民間賃貸住宅に関しては、円滑な入居の促進や管理の適正化を図るため、福祉団体や不動産関係団体などで構成される居住支援協議会と連携し、住宅確保要配慮者と賃貸人とのマッチング体制の構築に取り組みます。公的賃貸住宅に関しては、適正な住環境の供給と管理の適

正化を実施するため、県、市町村などで構成する地域住宅協議会にて、大分県の公営住宅マスタープランを策定し、県と市町村が協働で公営住宅のマネジメントを実施します。今後、関係団体等への意見照会の後、4月以降にパブリックコメントを実施し、第2回定例会で報告します。

**豊田都市・まちづくり推進課長** 大分県国土利用計画の変更について報告します。委員会資料の20ページをお開き願います。

本計画は、国土利用計画法に基づき、県土の利用に関する基本的事項を示す計画であり、土地利用に関する行政内における指針となるものです。国が策定する全国計画を基本とし、おおむね10年ごとに書換えを行っているところです。先般、全国計画が変更されたことにより、整合を図るため、本計画の変更を行いました。今回が5度目の変更となります。

本計画は3章からなり、第1章の県土利用に関する基本構想では県土利用の基本方針として、適切な県土管理を実現する県土利用、自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用、安全・安心を実現する県土利用を掲げるほか、地域類型別の県土利用の基本方向や利用区分別の県土利用の基本方向を示しています。

第2章では、県土の利用区分ごとの規模の目標を設定しています。

目標年の平成40年には、担い手不足により農地面積が減少するほか、本格的な人口減少により住宅地面積が減少すると推計しています。

第3章では、目標を達成するために必要な措置の概要として、県土の保全と安全性の確保、持続可能な県土の管理、自然環境の保全・再生と生物多様性の確保など9項目を示しています。

なお、計画期間は、平成40年としています。

**木付委員長** ただいまの報告について、質疑、御意見などはございませんか。

**濱田委員** 今、県営住宅の入居倍率はどのくらいなんですか。

**但馬公営住宅室長** 大分市、別府市の県営住宅は、平均して3倍から4倍です。とりわけ1階を希望する高齢者等が多く、1階の入居倍率は

それ以上となっています。

**木付委員長** 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

**平岩委員外議員** 賃貸住宅供給促進計画は本当にありがたいと思います。実は2年ぐらい前に、障がいのある方で車椅子だったんですけど、民間の住宅にどんなにお話ししても入れてくなくて。とても差別と偏見があるなど、随分苦しんできましたので、こういうことが大事だなと思います。

1点、確認しておきたいのは、住宅確保要配慮者の中には、低額所得者や障がい者とかいろいろ含まれますが、DV被害に遭って逃げてきた女性たちがすぐに住むところが本当になくて困っています。シェルターで一時的にかくまった後で、自立して出ていくときに、やっぱり県営住宅とか、民間でも安く入れたら一番ありがたいので、このDV被害者に対することも忘れないでいただきたいと思います。

**樋口建築住宅課長** 今おっしゃったように、住宅確保要配慮者については、さきほど申し上げたように多様性が出てきています。実際にはDV被害者、保護観察対象者、虐待を受けた者など、そういった方たちも明記するようにしています。そのほか、大分県の特徴としては、新婚世帯やLGBT、U I Jターンによる転入者といった方たちも対象にするという計画にする予定です。

**木付委員長** ほかに御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 別にないようですので、ここで私からお礼を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

〔阿部土木建築部長挨拶〕

**木付委員長** それでは、御勇退される亀井砂防課長からも御挨拶をお願いします。

〔亀井砂防課長挨拶〕

**木付委員長** これをもちまして土木建築部関係の審査を終わります。

執行部は御苦労さまでした。また、1年間あ

りがとうございました。

〔土木建築部、委員外議員退室〕

**木付委員長** それでは、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りいたします。

今期定例会は15日をもって閉会となりますが、現委員は、議員の任期である4月29日まで委員として在任することになります。

したがいまして、お手元に配付のとおり、各事項について、閉会中の継続調査をいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 御異議がありませんので、所定の手続を取ることにいたします。

以上で予定されている事項は終わりましたが、この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 別にないようですので、最後に私から委員の皆さまにお礼を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

**木付委員長** これをもちまして委員会を終わります。1年間ありがとうございました。